

家庭状況等に変更があった場合は、速やかに保育課へ手続きが必要です。

【無償化（新1・2・3号認定用）】

次の場合に該当したときは、保育課への書類提出等の手続きが必要となりますのでご確認ください。

### 施設等利用給付認定を受ける方共通の内容（新1号・新2号・新3号認定を受ける方）

<b>（1）退園、転園する方</b>
「保育実施解除（変更）届出書」を提出してください。
<b>（2）市外に転出する方</b>
「保育実施解除（変更）届出書」を提出してください。引き続き認定を希望する方（転園しない場合も含みます。）は、 <u>転出先の市町村であらためて認定申請をする必要があります。</u>
<b>（3）氏名が変更となる方／認定保護者を変更する方</b>
「保育実施解除（変更）届出書」を提出してください。結婚・離婚を伴う場合は戸籍謄本（変更日を確認するため）を添付してください。
<b>（4）修正申告により、市区町村民税額に変更のあった方</b>
副食費の補助について対象が変更になる場合があります。また、新3号認定の対象となり、施設等利用給付の範囲が変更になることがありますので、保育課までご連絡ください。
<b>（5）生活保護の受給を開始又は停止する方</b>
（4）と同様に、副食費の補助について対象が変更になる場合があります。また、新3号認定の対象となり、施設等利用給付の給付範囲が変更になることがありますので、保育課までご連絡ください。
<b>（6）世帯構成（同居者等）に変更があった方</b>
「保育実施解除（変更）届出書」を提出してください。同一の建物に居住している場合は「同居」とみなします（二世帯住宅や、住民票上の世帯が別でも「同居」とみなします）。同居者等が親族以外の場合であっても届出が必要です（事実婚に該当する場合）。また、別居の事実婚等も届出が必要です。
<b>（7）その他の変更</b>
保育課へご相談ください

### 新2号・新3号認定を受ける方（常に保育要件を満たしている必要があります）

<b>（1）出産予定のある方</b>
～育休を取得予定で、育休中も給付を希望する方～ 母子健康手帳の表紙及び分娩予定日記載のページのコピーを提出してください。出産後は、上記（6）の「世帯構成（同居者等）が変更する方」として、お知らせください。 また、育児休業期間が記載された「就労証明書」を提出してください。
<b>（2）就労先、勤務条件（時間等）が変わる方／求職活動中で就労先が決まった方</b>
前職の退職証明書等退職日が確認できるもの（転職の方のみ）及び新しい勤務先の「就労証明書」を速やかに提出してください。その後、 <u>3か月分の就労実績</u> が記入された「就労証明書」を就労開始から4か月目の末日までに再度ご提出ください。

家庭状況等に変更があった場合は、速やかに保育課へ手続きが必要です。

【無償化（新1・2・3号認定用）】

**（3）保育要件が「就労」の方**

就労実績が1か月あたり 12日を下回る場合、又は64時間を下回る場合は「就労」要件として認められません。

【「就労」要件として認められない例】

- ・ 兄姉が幼稚園等に在園している等の理由により夏休み等長期休暇中の就労実績が基準を下回った。
- ・ 就労する意思はあるが、店長がシフトをいれてくれなかったため、就労実績が基準を下回った。

※お子さんの急な発熱など、突発的な事情により就労実績が基準を下回ることはないよう、余裕を持った就労の予定を立ててください。

**（4）退職する方／退職し、求職活動をする方（最長3か月間）**

退職後速やかに、前職の退職証明書等、退職日が確認できる書類及び「**保育実施解除（変更）届出書**」を提出してください。

**（5）就労内定で入所された方**

3か月分の就労実績が記入された「**就労証明書**」を入所から4か月目の末日までにご提出ください。

**（6）保育要件が「求職活動」の方**

認定から3か月以内に就労できない場合は、認定解除となります。